

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合
(第2回)

1 日時

令和5年12月12日(火) 13時00分～14時25分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

長田構成員、林構成員

日本放送協会 根本構成員、前田構成員、大治構成員、市川構成員

(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員、堀構成員、高野構成員、
梅谷構成員

(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員、長尾構成員、里構成員、長谷川構成員、
八田構成員

(2) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、細野同
局放送政策課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題(1)「日本放送協会からのプレゼンテーション」

日本放送協会 根本構成員から、資料2-1に基づき、説明が行われた。

(2) 議題(2)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

NHKからの説明は非常にインフォーマティブでありました。2点、質問がございます。

1の「競争評価」の考え方については、私自身も電監審に入る前に、この委員会に携わらせていただいたことを懐かしく思い出しました。ただ、質問はこの部分ではなく、2の必須業務の範囲についてです。

今回、NHKが27ページで「放送とネット経由は同一の内容・同一の受益」と強く指摘していることは非常に重要と考えており、ここは、新聞協会メディア開発委員会とも、足並みは揃っているのではないかと思います。ネットの負担との関係についても、資料35ページで「公平性、公平負担の観点から、放送と同様の効用、同一の受益を得る環境にある方に受信料を頂くのが適当」である旨記載がございます。こうした記述をみると、やはりNHKとしては、「放送とネットは同様の効用、同一内容、同一の受益」というところに重きが置かれていて、放送とネット配信とは、ほとんど変わらない情報、効用・受益にしようと考えておられると理解しました。確認ですが、そういう解釈でよいか、確認させていただきたいと存じます。

2点目は、さきほどの質問とかぶりますが、必須業務の範囲についてNHKの資料29ページでは、「放送と同様の効用」をもたらす範囲に限ることが適切」とございまして、機能効用の同種性つまり「需要の代替性」で考えているように見受けられます。だとするとこれまで「密接関係・補完」基準にいう「補完」はこれと矛盾するのではないかと思います。市場画定で補完性と代替性が鍵となる概念ですが、経済学的には、需要の交差弾力性が、補完性の場合には負となり、代替性の場合には正となるかの違いがあり、全く異なる概念でございます。要するに、需要の代替性つまり「同様の効用」基準でネット配信の範囲を考えるのであれば、「密接関係・補完」にいう「補完」基準のほうは、「競争評価」における市場画定の上ではむしろ不要な基準といえるのではないかと存じますが、いかがでしょうか。この点は、NHKではお答えにくいかもしれませんが、事務局のほうでも補足的に回答をいただけたら幸いです。

【日本放送協会 根本構成員】

1点目は、御指摘のとおりでございまして、放送経由でも、ネット経由でも、同等の、変わらない、同一の内容、同一の受益をもたらせることが重要と考えております。

2点目について、ネット独自のコンテンツをつくる考えはありませんので、林構成員の「補完」に関する整理には同意いたします。密接関連等、どのような法律用語を使うのが適切かということは、私どもというよりも、総務省、法制局にお任せするしかないですが、

同一の受益に相当する範囲が定められ、適宜、競争評価が行われることと認識しておりません。

【飯倉放送政策課長】

範囲の定義については、こちらで検討していますが、この準備会合の場におきまして、その定義そのものを決めるということではないと思っております。しかしながら、御指摘も踏まえて、総務省でその点については、引き続き検討をしていきたいと思っております。

【長田構成員】

御丁寧に御説明をいただきましたが、言葉、文字からは、こういう理解になると思い伺っていましたが、具体的なイメージがなかなか私の中で浮かび上がってこないというのが現状です。こういうことをされて、ずっと取り組んでこられた、丁寧に取り組んでこられたということは分かりましたが、先ほども構成員の皆さんの御意見を尊重するとおっしゃっていたが、その具体的なイメージがなかなか湧かないというのがあり、これは本当にふっと思いつきましたけれども、NHKは放送の内容で我々にいろいろなものを伝えているので、番組にして説明したら分かりやすくなると思ったぐらいに、混乱しているところがあります。ただ、取組としてそういう姿勢があるということは分かりました、としか、申し上げられないのが残念です。

今、林構成員の御指摘のところも、林構成員のような御専門の方は理解されたのだと思っておりますが、私からしてみますと、同一であるということとはとても大切で、放送の人がネットを見なくても同じものが得られるというのでないと嫌だというのは、もともと思っていることです、ただ、インターネットという特性を活かすということから言えば、例えば、料理の番組のレシピ等の追加の情報は、ネットだと、クリックすればすぐ分かるといったことにもなりますので、そのようなところも一切流さないという御趣旨なのかどうか分かっていなかったもので、丁寧に教えていただきながら、NHKがどう変わっていくかとしているのかというのは、結果的には、受信料を払って視聴している人たち、それから、テレビは持っていないけれども、ネットでの視聴を希望している人たちに、こういう考え方ですという、具体的な分かりやすい説明があるといいので、番組でなくても結構ですが、何かそういう形でも、早い段階からこう考えていますということをお伝えさせていただきたい。

【飯倉放送政策課長】

範囲については、恐らくNHKの資料にもありますが、「放送番組と同一の内容」が基本ということと、インターネットの特性を活かしていく、という御発言は、これまでも所々であり、御指摘をいただいた点も含めたような範囲を想定されているのかと思いますが、NHKから、この点を補足してください。具体的なイメージが少しつかみにくいので、番組で分かりやすく伝えているようなスキルも含めて、何か検討したらいかがかというお話もいただきました。この点は難しいかと思いますが、NHKからコメントをお願いします。

【日本放送協会 根本構成員】

いずれにしても、放送経路でも、ネット経路でも、同等の、変わらない、同一の内容、同一の受益ということが基本でありますし、当然ですが、ネットの特性もありますので、その点はしっかり考えて対応していきたいと思っております。

それから、分かりにくいという御指摘、大変申し訳ございません。その点も十分考え、分かりやすい対応をこの後も心がけてまいります。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員】

NHKの根本構成員から、ネット独自のコンテンツをつくるつもりはございませんとの発言があり、我々としても大変心強いというか、これまで我々が伝えてきたことを非常に受け止めていただいていると思っております。

これはむしろ総務省へのお願いになりますが、公共放送ワーキンググループ取りまとめの中で、なし崩し的な拡大との意見を紹介した上で、現行の理解増進情報についても廃止されるべきとなされています。また、放送番組に密接に関連する情報または放送番組を補完する情報については必須業務として提供できると記されています。

過去を振り返ってみますと、NHKのインターネット業務拡大を認めたのは2015年施行の改正放送法で、理解増進情報が制度化されました。ネット業務に関するNHKの費用は、14年度の30億円から15年度に120億円、4倍近くに拡大しました。この法改正の背景にある13年の総務省有識者会議の取りまとめに、「放送番組と密接関連」、「放送の補完」という2つのフレーズが登場しています。理解増進情報の制度化やネット業務の急拡大をもたらした取りまとめで使われた「密接関連」、「補完」と全く同じキーワードが、今回の公共放送ワーキンググループ取りまとめでも使われています。したがって、こ

のままでは理解増進情報と同様のなし崩し的な拡大につながりかねないと誰もが思うのではないかと考えます。

当委員会では、これまでも理解増進情報のなし崩し的な拡大の前例を踏まえて、密接関連、補完の部分の削除を求めてきています。民放連も、拡大解釈される懸念があり、明確に規定すべきとされていますし、先ほどNHKからも、放送と同一の情報内容に限るといった説明がありました。3者の思いや問題意識というものは変わらないと考えています。今後、こうした点を御考慮いただき、検討、議論いただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

10月の公共放送ワーキンググループ取りまとめにおいても、それまでに必須業務として配信すべき情報の範囲を議論いただいたことをまとめた上で、制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、2つありまして、「国民の生命、安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報」、「放送番組に密接に関連する情報、放送番組を補完する情報」、ここで今御指摘いただいた言葉が出てきますが、そういったものなどに限定することとしていますが、あくまで、ここは例示であります。その旨を放送法に定性的に規定すべきだという公共放送ワーキンググループ取りまとめを受けまして、今、制度化の検討を行っています。もとより、なし崩し的に拡大することがよしと思っているわけでもございませんし、これまでのNHKの御説明、今いただいたような御意見を踏まえまして、総務省で、引き続き、検討を行っていきたいと思っております。この場は、この定義を決めるという場ではないですが、御指摘を踏まえて、引き続き検討していきたいと思っております。

ここで、落合構成員からコメントを代読させていただきます。幾つかありますが、主にはNHKへの御質問です。

【準備会合の方針・進め方等】

本準備会合の議論においては、NHK自身のインターネット活用業務の必須業務化を見据え、その公共性を踏まえつつ、公正な競争環境の確保に向けた競争評価の枠組み等について検討するものとなっています。他方、先日開催された公共放送ワーキンググループ（第16回）の議論においては、地域におけるイベントや映像・音声コンテンツの配信などの放送関連ビジネスにおける、NHK子会社等の事業の妥当性について、構成員からさまざまな意見がありました。本準備会合の趣旨からすれば、イベントの開催なども含めた子会社等の業務についても公正競争の確保に向けた取組が重要と考えますが、NHKとして、公

共性及び市場競争への影響等の観点から、このような子会社等の業務に関する御見解をお願いします。

インターネット上で配信するテキスト情報等の競争評価を行うに当たっては、そのサービスが市場動向に与える影響などを検証することも必要だと考えます。これには、評価を行った時点のシェアや影響だけではなく、マーケットの変化、市場参加者の行動に加え、市場を取り巻く環境の変化を中長期的な時間軸で検証していくことが重要になると考えております。本準備会合では、このような観点から、引き続き議論が行われることを期待します。また事務局には、公共放送ワーキンググループでも触れていた、英国（Ofcom）及びBBC）、ドイツ等の事例を検討するようお願いいたします。

地上波放送、ラジオ音声放送、衛星放送に関するテキスト情報等をインターネット上で配信する場合には、それぞれ、どのようなサービスとの競合関係があるとお考えでしょうか。

【NHK資料に関する質問等】

（資料8ページ）「公共性と市場影響を総合衡量（単純な比較衡量ではなく）」とありますが、どのような方法で「総合衡量」を実施しているのでしょうか。また、ここでのインターネット活用業務全体を中長期的に展望、という点はどのような内容を検討されているのでしょうか。

（資料10ページ）市場範囲画定に当たり、「需要者にとっての代替性の観点から画定することは容易ではない」としていますが、この理由について、説明いただけますでしょうか。

（資料10ページ）「マーケティング会社の調査資料を基に市場の画定を行う」として、NHKのサービスのシェアなどを算出しているとしていますが、どのような基準で市場が画定されているのでしょうか。また、今後の競争評価においては、これまで民間事業者にも情報提供を求めているところ、仮に民間放送事業者、新聞社などからの情報提供を受けられることになるときに、どのような基準・内容であれば、NHKのデータと比較・検証が可能だと考えられますか。

（資料12ページ）シェアの算定に当たって、訪問人数での計算をされているが、事業者間市場であれば関連する広告その他の売上高を踏まえて算定することや、利用者市場においても滞在時間のような形でシェアを評価することも考えられるのでしょうか。後者の滞在時間については、資料20ページのユニークブラウザ数なども単純な滞在だけではなく、

利用時間ベースに近い評価になっていると考えられるでしょうか。

審査・評価委員会において、これまで、「将来の市場・環境の変化」を踏まえて分析・検討したことはありますか。もしあれば、その検討状況や、考え方などについて御説明いただけますでしょうか。

【全般】

本日のNHKの資料では、必須業務として提供するテキスト情報等の範囲に関し、NHKのこれまでの考え方を整理されたものと思います。公共放送ワーキンググループの取りまとめでは、この範囲について、放送法で緊急度の高い重要な情報、番組に密接に関連する情報等と定性的に規定した上で、具体的な範囲等は競争評価プロセスを通じて更に限定していくような制度とすべき、という内容になっています。

この点、理解増進情報の枠組みでの業務の拡大への民間事業者からの批判を踏まえて検討の必要があったということに立ち返るべきことは、私の方でも繰り返し述べさせていただいておりました。このような中で、NHKにおかれては同一受益の範囲という御説明をいただいております。必須業務の範囲について、放送法改正の検討に当たっては、法文的には法制局等の調整があると思いますので、拘束されるような申し上げ方はいたしません、放送との関連性を明確化していくことが重要ではないかと考えております。

本日も色々質問させていただきましたが、これは必須業務化に関する外枠を放送法で規定しつつ、さらに実質的な考慮は競争評価にて行っていくということでもあり、放送法改正の内容もさることながら、競争評価の実質を早期に整理していくということも、これによりNHKに対する全般的なガバナンスを整備していくことにつながると考えており、重要な意味があるのではないかと考えております。

今後このような議論を進めていくに当たり、NHK内部で、必須業務の範囲等に関する基本的な考え方について検討を進めていただき、その検討結果を準備会合で発表いただくことも期待しております。

落合先生からいただいたコメントは以上になります。

まず、事務局から、最後の全般的なコメントについては、私もごもっともと思っておりますし、落合先生のコメントのとおり、御議論、検討が進んでいくといいと思っておりますし、最後のコメントのとおり、必須業務の範囲の基本的な考え方については、本日もNHKから御説明がありましたが、引き続き、年明けの会合にて御説明いただきたく存じます。

引き続き事務局でお答えすべきは、一つ目の点で、子会社の関係の話がありました。準備会合は、あくまでNHKが実施する必須業務についての競争評価をどうやっていくのかということを検討する場ですので、この場の検討の中身からは少しそれていくと思います。が、他方で子会社については、総務省でガイドラインも定めており、実施が可能な業務を列挙しています。その業務についてのエビデンスベースの実態、ガイドラインがどのように守られているかの検証を、公共放送ワーキンググループで進めていくのが重要と感じましたし、事務局から、三友主査と御相談させていただきたいと思っております。

そして2つ目については、NHKへの御質問と、事務局にも、英国、ドイツの事例を検討するようにというお願いについては、前回もいただきましたけれども、事務局で意見等を引き続き勉強、検討の上、準備会合において披露させていただきたいと思っております。

【日本放送協会 根本構成員】

1点目、子会社関連のご質問については、NHKの子会社等が事業展開を行う際には、当然ですけれども、市場での公正な競争を阻害することがないように、日頃から細心の注意を払っております。子会社の業務範囲については、総務省の子会社ガイドラインを踏まえ、NHKの関連団体運営基準を策定し、各団体との間で、この基準を遵守することなどを定めた基本契約を締結しております。また、各団体の業務の適正を確保するための指導・監督を行っております。NHKの子会社が市場に悪影響を生じさせたといった御指摘もありますが、例えば、そういう場合は、いつ、どこで、どういう影響があったかということも把握できておりませんので、具体的な事実がございましたら、ぜひ情報をお示しいただければと思います。いずれにしましても、これからの子会社等の事業として妥当であるかどうかということは、NHKとして、しっかりと精査していきたいと思っております。

2点目、インターネットサービスのマーケットの変化に対応した中長期的な時間軸での検証に関するご質問については、NHKのインターネットサービスが市場動向に与える影響を検証する際には、当然ですけど、マーケットの変化ですとか、市場参加者の行動とか、それに加えて、市場を取り巻く環境変化を中長期的な時間軸できちんと検討するということが非常に大事だと考えているところでございます。

次は、ラジオとか衛星等の情報、競合関係に関するご質問については、いずれもサービス形態によるのではないかと思います。ポータルサイトですとか、プラットフォームでの提供も考えますので、なかなか難しいところもあり、ケース・バイ・ケースではないかと

思っている次第でございます。

次に、総合衡量をどのような方法で実施しているかという質問、加えて、「インターネット業務全体を中期的に展望」の内容に関する質問については、これは、林構成員も戒めていらっしまったと思いますが、単純な比較衡量はしないということでありまして、価値が複数あれば、それを並べて検討していくということだと考えております。

また、「中長期的検討を考慮要素として入れるべき」と書いていますけれども、実際には、見通すことは大変難しく、海外事例を参照する程度だと思えます。

次に、市場範囲画定が容易ではないとのご質問については、需要者の方々が、ポータルサイト等、何をどのように消費しているかは、利用者御自身でも分からないことが多いように思えます。娯楽を見ようとして、例えば芸能ニュースを見ているのか、報道を見ようとして、ほかのものが目に入ってしまったとか、そういう意味で、どうセグメントをするかということが一般的に困難であるということをおし上げています。

次に、市場画定の基準に関するご質問については、調査会社には、パネルを大きく持って、ネットサービスを広く把握しているところがございまして、その分野別の区分から利用者のアクセス数のランクを割り出して、一定の市場を仮定してつくっているというところでもあります。

次に、ユニークブラウザ数のシェアに関するご質問については、評価の部分だと思えますが、これは落合構成員が御指摘になった部分だと思えますが、滞在時間に関しましては、そのデータを入手できればというところに尽きるのかと思えます。個々の会社でお持ちのデータばかりでありますので、ひとまずそれを統合して、需要者側から見られる調査によって行っているところでもあります。

次に、審査・評価委員会の関係で、市場環境の変化等々のご質問については、海外事例を参照した議論はしてまいりましたけれども、御案内のとおり、将来の市場、環境の変化については、なかなか難しいところがあるなど思っている次第であります。

最後に、必須業務の範囲に関するご質問については、落合構成員御指摘のとおり、NHKとしては、放送と同一の受益の範囲と考えております。また、外枠として放送法、実質的な考慮として競争評価という御指摘につきましても、おっしゃるとおりと考えます。引き続き、本会合等での御議論に資する内容をお示しできるように検討していきたいと考えております。

【林構成員】

2点ありまして、1点目は、必須業務の範囲について、さきほどNHKから御説明があり、かつこれについて新聞協会メディア開発委員会からも御発言があったかと思いますが、民放連も、「密接関連・補完」基準には反対だったと理解していますけれども、さきほどのやりとりを受けて、これに関する民放連の御見解も、この場であらためて確認をさせていただきたいと存じます。

2点目は、コメントというか要望かもしれませんが、今後の「競争評価」の進め方について確認したいのですけれども、今回やりとりをお聞きしていると、NHKと新聞協会メディア開発委員会、そしておそらく民放連もそうだと思いますが、三者の御意向あるいは「思い」というものはそんなに違わないように感じています。いうまでもなく、この会合は、公共放送ワーキンググループでの議論を前提に、業務範囲を定めるにあたって関係者間で腹を割って議論し、共通了解を可能な限り見いだした上で、「競争評価」の方向性を探ることが必要かつ重要であるという趣旨で作られているものと理解していますので、もし関係者間で、大きな方向性において理解の足並みがそろっているのであれば、その方針に沿って今後競争評価等を進めることが大事ではないかと思います。本日、NHKのプレゼンで強調していらっしゃったように、放送とネットが同一というのが原則であり、かつこれまでの教訓として、かつての理解増進情報のような、ある種の肥大化的解釈の余地は今後の解釈・運用において残すべきではないという点では、NHK・新聞協会メディア開発委員会、民放連の三者とも概ね意見が一致していたように思います。少なくとも私は今回そのように理解しましたが、もしそうなのであれば、今回そのことが確認できた意義は大きいのではないか、と思いましたので、その方向で今後議論が進められることを希望しているところでございます。

【飯倉放送政策課長】

1点目のお話、民放連からお願いします。ただ、他方で、先ほど申し上げたとおり、どうやってその範囲を条文上お示しするかというのは、それは別途、総務省で検討しておりますので、いただいた御意見を踏まえて、総務省で引き続き検討させていただくということになろうかと思えます。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

2013年の放送政策研究会のことを紐解きながら理解増進情報の二の舞ではないかと公共放送ワーキンググループで申し上げましたが、今も考えは変わっておりません。

先ほど新聞協会メディア開発委員会から御意見があり、林構成員からは、皆さんの考え方はそろっているのではないかと言われましたが、密接関連情報と放送番組の補完という決め方だと危ないということは、そのとおりだと思います。

資料27ページの「放送経路でもネット経路でも同一の内容」、は、放送と同一の内容をネットの特性に合わせて表現する、とNHKは言っているのではないかと思います。今後、今までの轍を踏まないようにするには、密接関連情報、特に補完情報は、どうしてもオリジナルコンテンツに拡大していきやすいので、もう少し工夫して限定的にすべきだと思います。多分、皆さんも同じではないかと思しますので、その意味では考えがそろっていると思います。

それとは別に、必須業務ではないインターネット活用業務とは一体何があるのかは、公共放送ワーキンググループの議論を伺っていても、まだよく分かりません。必須業務に関しては、放送と同一で、放送の内容をネットの特性に合わせてよいのですが、任意業務でインターネット活用業務が存在するのか。放送と配信を総合したような全く新しいサービス、独創的なサービスを、もしNHKが日本の放送界のリーダーとして開発していこうとの考え方があるのであれば、それは任意業務なのか、必須業務ではないと思いますが、その辺が分かりません。必須業務に関しては、林構成員も新聞協会メディア開発委員会も私も多分同じ考えだと思っていますが、そこに入らないものをどうするのがよく分からない。つまり、拡張性を全く認めていないのかどうか。この場の議論ではないのかもしれませんが、いつも疑問に思っているところです。

また、NHKの子会社、関連会社の活動について、エビデンスと言われますが、私がかねて申し上げているのは、12月5日の公共放送ワーキンググループにおいて、曾我部構成員からも言及がありましたが、役割論です。結果的に、NHKの子会社、関連会社は自治体、一般企業等からお金を得て、何かしら地方で事業を行っておりますが、そもそも、なぜそこに出なければいけないのかがよく分からない。以前も公共放送ワーキンググループでお話ししましたが、放送法施行令で具体的に子会社、関連会社を作ることのできる業種が決まり、総務省がガイドライン、NHKが運営基準と、枠組みが作っておりますが、そもそも、なぜ地方で活動するのがよく分からない。NHKの公共性として、放送で伝えきれないものがあるからイベントをするのかよく分からないので、民放に影響があるか

ないかの問題ではなく、NHKの子会社、関連会社の役割論であると思っています。一般企業であれば役割は何でもよいわけではありませんので、本体でできないことを子会社、関連会社でしているとはNHKもおっしゃらないでしょうから、そこはしっかり御説明いただきたいと思います。

【林構成員】

密接関連はともかくとして、補完については問題があるという御意見とうかがいました。そのほかの部分も、重たい課題をいただきましたが、事務局あるいはNHKから、議論の活性化のため補足的にご回答いただけますか。

【飯倉放送政策課長】

1点目につきましては、我々、公共放送ワーキンググループで取りまとめられたものを踏まえて作業し、また、本日いただいたことも踏まえた検討を引き続き行っていきます。

2点目の任意業務の話については、やはり必須業務がある程度固まらないと、なかなかお話しにくいところがありますので、必須業務について、もう少しお時間いただき、こちらが固まって、「任意業務というのはこういうものがある」というものがもう少し議論できる環境が整ったときに、お話しさせていただければと思います。

3点目の子会社のお話、こちら公共放送ワーキンググループのほうが議論する場としてはよいですが、エビデンスが全てではないと個人的には思います。といいますのも、ローカル局と話をして、そのローカル局がどこかの自治体の事業に手を挙げられた。そこに競合するところで、NHKの子会社も手を挙げられたということの何かエビデンスが出せるのかと伺うと、自治体の中で、誰が入札したかのリストのようなものが、どうもあまり公開はされていないようなので、個々のケースについて、何年、何月、この自治体ではローカル局の誰々とNHKの子会社誰々が手を挙げて、こういう事例があったということをごの資料として出すことは、もしかしたら難しいのではないかと思います。

加えまして、役割論についての御指摘はそのとおりだと思っております。役割論があるからこそ、政令で定めて、ガイドラインを定めてということになることが制度的な立てつけかと思っておりますので、その役割論と、あとは競争阻害というところのある程度バランスの中で、公共放送ワーキンググループでの議論が進められていくべきだろうと個人的には思います。

ただ、この点について、有識者の先生方は「エビデンス」という言葉も強くおっしゃられているので、この議論の進め方についても、主査である三友先生ともよく相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

【日本放送協会 根本構成員】

今の飯倉課長のお話の方向で進めていただければと思っております。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

もう1回、必須業務の範囲について確認したいのですが、方向性は皆さん、同一の内容、同一の効用、同一の受益ということで一致していると思っておりますので、あとはワーディングの問題だと思っております。林構成員から冒頭、「補完」という重い言葉は、市場の画定に影響してしまうということで矛盾はしないかと御発言がありました。また、NHKがネットのオリジナルコンテンツは作らないとおっしゃっていました。このオリジナルコンテンツの中に、お料理のレシピは含まれないと思っております。料理番組を見ている方からすれば、レシピは非常に重要なことだとは承知しております。放送でも簡単なテロップ程度は出ますし、少し詳しくしたものは、この概念的な補完の範囲には入らず、NHKがやらないといったネットオリジナルコンテンツには入らないと私は思います。したがって、料理のレシピがなくなるという御心配は多分ないと個人的には思います。

一方で、密接関連に入るのかについては、個人的には、この範囲のものというのは、同一の内容の中にほぼ含まれるものだと思います。もともとネットでは蓋かぶせや遅延もあり、そこまで細かいところまで規定することは難しく、同一という内容の中に含まれるものではないかと思っております。NHKに一応確認させていただきたいのですが、例えばレシピを細かく提供するようなことは今後実施するつもりはないとおっしゃったオリジナルコンテンツに含まれないということでしょうか。あと、補完ということは市場の画定に影響する非常に重要なことですが、では、レシピをちょっと細かくしてやるということは、「密接関連」という言葉の中に入ることなのか、それとも放送と同一の内容の中に入るのか、何か法的な観点から林構成員の御見解があれば御教示していただきたい。

【飯倉放送政策課長】

レシピは、「密接関連」に入っているのではないかと、ということでしょうか。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

密接関連ではなく、放送と同一の中に入っているのではないかと個人的に思いますが、そうではなく、密接関連にあたるかという点を林構成員にお伺いしたい。また、NHKに、ネットオリジナルコンテンツはやらないといった場合に、レシピを細かくすることはこの部分に含まれていないということを確認させていただきたい。

レシピがなくなるとの心配があるのであれば、多分、その心配はないのではないかとと思うのが1点。では、それはどこに入るのかといった場合に、私は放送と同一に含めてしまっているのではないかと思います。林構成員に、もし法的な見解として、いや、これは密接関連であるということなのか、もし御見解があれば御教示いただきたいということです。

【飯倉放送政策課長】

言葉の定義は、最後は、総務省にお任せしていただくことになりますが、どう考えても「放送と同一」には入らないと思います。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

言葉の定義は最終的にはお任せいたします。今の質問は、例えば、テレビのテロップで簡単なレシピは流れているが、ちょっと詳しくしたものをネットに流すだけということ想定しています。

【日本放送協会 根本構成員】

NHKとしては、やはり放送でもネットでも、同等の、変わらない、同一内容、同一の受益という基本は変わりませんし、その中で、どういう方法がいいのかということは、メディアの特性に応じて、ネット・放送の特性に応じて対応するというふうに思っております。レシピの件は、今何ともお答えしようがないが、我々の基本方針の中に沿って対応できればと思っております。

【林構成員】

この点は、放送法改正の法文案のいかんにかかわることなので私が発言しづらい部分ではあります。というのも、私自身は法文の案を見ていないので。なお、私自身は、いわゆ

るレシピについては、「密接関連」に入るとも考えられるし、あるいはレシピは放送番組内容の「文字起こし」の一環として、同一・同種の効用に含まれると考えることもできようかと存じます。なおこの点、密接関連ということで私がまずイメージしていた典型例は、私は災害報道に関する補足的な情報・データのネットでの提供でした。

【(一社) 日本民間放送連盟 八田構成員】

今の梅谷構成員の質問は非常に大切な部分だと思います。あと、長田構成員から具体的なイメージが湧かないということもあり、これから挙げる3つのパターンについて、これが含まれるのか含まれないのか、端的にお答えをいただきたい。

最初に、放送のニュース等でアナウンサーが読み上げた原稿は、当然、話し言葉ですから、「です・ます」というような格好になっております。また、場合によっては、言葉ではなく、映像のみでメッセージを伝えるというパターンが報道では多々あるが、例えば、このような「です・ます」、話し言葉の放送原稿をいわゆる書き言葉に書き換えるということは、これは皆さんの言う放送と同一内容もしくは密接の、業務の範囲に含まれるのか否かというのが1点目です。

2点目は、NHKの報道の方は、いろいろな大物の方のインタビューをしますが、放送時間、いわゆる尺の関係で、それを全編流せず、そのダイジェストのみ放送して、全編についてはウェブの世界でのみ流すといったことは、この文脈でいう放送と同一内容に含まれるのか、もしくは表現を変えれば、やるのかやらないのかということ。

3点目、ちょっとギミックな質問ですけれども、資料31ページに、「報道サイト」というような表現がございます。何となくそこまでのイメージが私も湧きますが、いかんせん、実際にウェブメディアを展開する上で、ただここに報道サイトがあれば人が来るかと言ったら、多分来ないというのが常識的な考え方だと思います。そのときに、導入経路となつてよく使われるのが、ソーシャルメディアであるとか、ほかのプラットフォームからの流入といった、いわゆるユーザージャーニーというのは、当然ながらウェブメディアを展開すると考えるわけですけれども、そのときに、例えばソーシャルメディア、ほかのプラットフォームというのを展開するのもしないのか、この3点について、NHKからお考えをお聞かせください。

【飯倉放送政策課長】

これはまさに、この準備会合でイメージを共有していくべきテーマですが、次回以降に、御質問いただいたことを明らかにされていくようなお考えがあったのかなと思って本日の資料を拝見させていただいていました。もし今日のこの時点において、御質問についてお答えいただくことがあれば、もしくは次回の展開についての仕組みなどあれば、お願いします。

【日本放送協会 根本構成員】

御指摘の3点については、次回以降答えさせていただきます。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 高野構成員】

今、「プラットフォーマー」という言葉が出ましたので、NHKに2つほど御質問させていただきます。

資料5ページ、右上の上から3つ目に、ウェブサイトの市場は二面市場というような御指摘がございます。こちら、付言させていただきますと、ここにこそ、まさにプラットフォームという存在が力を持っていると考えております。

競争評価の実際のフローを説明している資料12ページのところで、総合ニュースのシェアについて数値がありますが、恐らくこの上位にあるのがプラットフォームであり、キュレーションサービスと言われるところだろうと考えています。プラットフォーマーとかキュレーションというのは、報道機関とは別物という評価や見方もあろうかと思えます。プラットフォーマーやキュレーションサービスを外すと、ドングリの背比べをしているような中での影響力というところを競争評価としていただくこともあろうかと思えます。その点について、市場環境の中でプラットフォーム、キュレーションサービスといったところをNHKとして意識されてきたのかをお聞きしたいところが1点目でございます。

2点目は、本質ではないところかもしれませんが、資料12ページの表で、全てダミーと書いてある点は承知していますが、ぱっと見た方によっては、年々、NHKニュースウェブのシェアが落ちて、最後は圏外かと思う方もいるのかと思えます。年々シェアが右肩下がりに落ちていて、今は圏外ですという事実はないですねという確認をさせていただきたいと思えます。

【日本放送協会 根本構成員】

1点目、大変、重要な御指摘と思います。ありがとうございます。

2点目は、資料の表は完全にダミーですので、全く何らかの意図があるものではございません。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 高野構成員】

ぜひ、プラットフォーム等と別の市場だという見方、ドングリの背比べの中での存在感をしっかりと検討いただきたいと思います。

(3) 閉会

事務局から、第3回会合は1月31日(水)の開催を予定している旨連絡があった。